【特定の個人の数に算入しない事例】
事例１）電話会社から提供された電話帳及び市販の電話帳ＣＤ－ＲＯＭ等に掲載されている氏名及び電話番号
事例２）市販のカーナビゲーションシステム等のナビゲーションシステムに格納されている氏名、住所又は居所の所在場所を示すデータ（ナビゲーションシステム等が当初から備えている機能を用いて、運行経路等新たな情報等を記録する場合があったとしても、「特定の個人の数」には算入しないものとする。）
事例３）氏名又は住所から検索できるよう体系的に構成された、市販の住所地図上の氏名及び住所又は居所の所在場所を示す情報
【事業の用に供しないため特定の個人の数に算入しない事例】
事例）倉庫業、データセンター（ハウジング、ホスティング）等の事業において、当該情報が個人情報に該当するかどうかを認識することなく預かっている場合に、その情報中に含まれる個人情報（ただし、委託元の指示等によって個人情報を含む情報と認識できる場合は算入する。）
【個人情報取扱事業者に該当する事例】
事例）電子媒体及び紙媒体（以下「媒体」という。）の個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の総和が5000人を超えている事業者

２－１－４．「個人データ」（法第２条第４項関連）

法第２条第４項
この法律において「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

「個人データ」※とは、個人情報取扱事業者が管理する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
※法は、２－１－１．「個人情報」、「個人データ」及び２－１－５．「保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。
【個人データに該当する事例】
事例１）個人情報データベース等から他の媒体に格納したバックアップ用の個人情報
事例２）コンピュータ処理による個人情報データベース等から出力された帳票等に印字された個人情報
【個人データに該当しない事例】
事例）個人情報データベース等を構成する前の入力帳票に記載されている個人情報
＊電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについて
個人情報データベース等が、以下の要件のすべてに該当する場合であっても、その個人情報データベース等を構成する個人情報については、個人データとなる可能性も否定できない。しかしながら、その利用方法からみて個人の権利利益を侵害するおそれが少ないことから、個人情報取扱事業者の義務（２－２．個人情報取扱事業者の義務等）を課されないものと解釈する。
①個人情報データベース等の全部又は一部が他人の作成によるものである。
②その個人情報データベース等を構成する個人情報として氏名、住所（居所を含み、地図上又はコンピュータの映像面上において住所又は居所の所在場所を示す表示を含む。）又は電話番号のみを含んでいる。
③その個人情報データベース等を事業の用に供するに当たり、新たに個人情報を加え、識別される特定の個人を増やしたり、他の個人情報を付加したりして、個人情報データベース等そのものを変更するようなことをしていない。

２－１－５．「保有個人データ」（法第２条第５項関連）

法第２条第５項
この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は１年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。
政令第３条
法第２条第５項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。
１　当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
２　当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
３　当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
４　当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの
政令第４条
法第２条第５項の政令で定める期間は、６月とする。

「保有個人データ」※1とは、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止のすべてに応じることができる権限を有する※2「個人データ」をいう。
※１法は、２－１－１．「個人情報」、２－１－４．「個人データ」及び「保有個人データ」の語を使い分けており、個人情報取扱事業者に課せられた義務はそれぞれ異なるので、注意を要する。
※２個人情報取扱事業者が個人データを受託処理している場合で、その個人データについて、何ら取決めがなく、自らの判断では本人に開示等をすることができないときは、本人に開示等の権限を有しているのは委託元であって、委託先ではない。
ただし、次の①又は②の場合は、「保有個人データ」ではない。
①その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの※3。
②６か月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの。
※３「その存否が明らかになることにより、公益その他の利益が害されるもの」とは、以下の場合を指す。
①その個人データの存否が明らかになることで、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの。
事例）家庭内暴力、児童虐待の被害者の支援団体が、加害者（配偶者又は親権者）及び被害者（配偶者又は子）を本人とする個人データを持っている場合
②その個人データの存否が明らかになることで、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの。
事例１）いわゆる総会屋等による不当要求被害を防止するため、事業者が総会屋等を本人とする個人データを持っている場合
事例２）いわゆる不審者、悪質なクレーマー等からの不当要求被害を防止するため、当該行為を繰り返す者を本人とする個人データを保有している場合